

# おとなは、なぜ、平和のために戦争するの？

- 人は誰があるのに、なぜ殺戮できることを殺戮しようとするのだろう。(男子 18歳)
- 戦争帰国した時は、心の底から安心した。二度とこのような思いはしたくないし、あってはならない。(知り合いがイラクに自衛隊員として派遣された 16歳)
- 戦争は怖い。戦争はいやだ。これからも戦争をしない世界にしたい。(中1 12歳)
- 不当の意味で自国を誇れる国になりたい!(学生 19歳)
- 韓国の友達を、得率軍隊に入ると聞いた。軍隊の必要のない世の中にならなりたいと思う。(吉川真夏 12歳)
- 九条を自分の言葉でいえば、軍隊を持たず、戦争・紛争に参加しない。(高松 16歳)
- 九条が変えられて、また全てを失うことになるのだろうか。(学生 19歳)
- ネット基にして思う。日本がアジアに覇を握ると、やっぱり、仲良くせよ。(吉川一 15歳)
- 戦争はないほうがいいな。平和がいいな。(Mくん 中1)
- 平和が一番。(高松 16歳)
- 世界から完全に戦争がなくなるときが、本当にくるのだろうか。でも、今の自分に何ができるのかわからない。とりえず、事実を知ることから始める。(Yくん 中3)
- せんそうはいやです! なん人もしんでしまわないで! せんそうはだいたいきらいです! ぜったいやめてください。(ひろあき 7歳)
- 九条の改正は自分が戦争に行く可能性が高くなるため、絶対いやだ。(中1 12歳)
- 平和=戦争がなくて、戦兵器もなく、人がみんな普通に幸せに暮らしていけること。(Mくん 中1)
- 戦争をするおとなはいけん! それと戦争する理由がよ一分からん!! (野球少年T.Y. 11歳)
- いつでも平和でせんそうのないせがいでほしい(タンボボ 9歳)
- 平和のために好きたい(Kくん 10歳)
- 戦争と核はいらない! 平和と自由がほしい!(石橋あゆみ 高1)
- センソウ ハンタイ センソウ ハンタイ センソウ ハンタイ (R.N 15歳)



山北 乃江画

九条は世界に日本の戦争に反対するの理念を表現するもの。(学生 19歳) 私も含めて、日本の学生は自分の国を世界に正しく知って認めるべきだと思う。(学生 20歳)

「大地の色は平和の色、太陽の色も平和の色」(只野哲哉 11歳)

「戦争は核兵器はいらない! 平和と自由がほしい!」(石橋あゆみ 高1)

「せんそうはだいたいきらいです! ぜったいやめてください。」(ひろあき 7歳)

「九条の改正は自分が戦争に行く可能性が高くなるため、絶対いやだ。」(中1 12歳)

「九条は新しい国のあるり方への第一歩、選べるべきではないの自決。」(学生 20歳)

「平和であれば世界のどの国の人でも平等にさせる。」(中1 12歳)

「日本の政治家は何を言っているのかわからない。」(学生 19歳)

「九条九条の尊厳は最高の人道支援です。」(吉田達也 28歳)

「人間たちがせんそうしたら、どうぶつたちもまなすよ。」(片山洋子 小3)

「だしのゲンを讀みました。せんそうはダメだなと思いました。なんでせんそうするんだろ。」(タマちゃん 9歳)

「悪い人を殺すんじゃないって、目の毒もない人もまきぞらになるんだもの。やっぱりだめよ。」(柏尾季 小4年)

「一度目はあやまちでも 二度目は裏切りだ 死者たちへの 誓いを忘れまい」

「九条の会ヒロシマ」の意見広告を説明して下さった 結果原直子さん(1913-2005)の遺志を受け継いでいます。

この意見広告は、多くの方々からの賛同で掲載することができました。引き続き賛同をお願いします。

「九条の会ヒロシマ」代表 岡本三夫(広島修道大学名誉教授) 〒734-0915 広島市南区学芸部街1-9-26-413 Tel/Fax: 082-255-6850 (http://www.jca.apc.org/~fuji/index.htm E-mail: fuji@jca.apc.org)

あの悲惨な世界大戦の後に、ひとびとの希望の結晶として生み出された平和憲法。武力で他国を脅かさず、核を持たず、武器を他国に売らない。人間としてあたりまえのことを世界に先駆けて行ってきた日本。この国際平和主義を世界の国々へ理解してくれているだろうか? 私達はアジアの国々の人々に十分説明してきただろうか? 戦後60年守り続けてきた今だからこそ胸をはって伝えたい、国の枠を越え人と人とが直接語り合うことによって。このメッセージを私と同じ若い世代に届けたい。

羽根 広太 青年海外協力隊(2000-02年 グアテマラ)



(大島 小4)

日本国憲法 第二章 戦争の放棄 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan Chapter 2. RENUNCIATION OF WAR Article 9

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces as well as other war potential will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

だしのゲンを讀みました。せんそうはダメだなと思いました。なんでせんそうするんだろ。(タマちゃん 9歳)

悪い人を殺すんじゃないって、目の毒もない人もまきぞらになるんだもの。やっぱりだめよ。(柏尾季 小4年)

一度目はあやまちでも 二度目は裏切りだ 死者たちへの 誓いを忘れまい

「九条の会ヒロシマ」の意見広告を説明して下さった 結果原直子さん(1913-2005)の遺志を受け継いでいます。

この意見広告は、多くの方々からの賛同で掲載することができました。引き続き賛同をお願いします。

「九条の会ヒロシマ」代表 岡本三夫(広島修道大学名誉教授) 〒734-0915 広島市南区学芸部街1-9-26-413 Tel/Fax: 082-255-6850 (http://www.jca.apc.org/~fuji/index.htm E-mail: fuji@jca.apc.org)

93.4.24 栗原貞子